

【研究ノート】

F. ザウケル労働配置総監任命と 戦時経済統制機構の再編成 —— シュペーア体制の確立過程 ——

中 村 一 浩

目 次

- 一. GBA 任命に至る経緯
 - 1. 各省庁の権限争いとマンスフェルトの挫折
 - 2. シュペーアの抬頭
- 二. ザウケルの GBA 就任
 - 1. GBA 任命に伴う機構改革
 - 2. GBA の活動基盤の拡大・強化
- 三. シュペーアへの権限集中の始まり
 - 1. 中央計画会議の設置に至る経緯
 - 2. 中央計画会議の権限と内情

一. GBA 任命に至る経緯

1. 各省庁の権限争いとマンスフェルトの挫折

モスクワ攻略戦の失敗(1941年12月)により独ソ戦の早期終結が画餅に帰し、最早電撃戦戦略が通用しなくなると、従来計画されていた作戦終了(対ソ勝利)後の動員解除による軍需工場の労働力需要の充足という言わば自転車操業方式は成り立たなくなった。1942年の軍備計画がヒトラーにより承認されるのと同時に、ゲーリングは四ヶ年計画庁の労働配置部に「労働配置全般を指揮する無制約の全権」を付与した。病気のズールプ労働次官に代わり、マンスフェルト(Werner Mansfeld, 1893—没年不詳, 経営者団体弁護士出身)局長がその任に就くこととなったが、彼の労働力調達努力が限界に達するのには2カ月とかからなかつ

た。

ザウケルの任命に際し、主導権争いを演じたのは、OKW、軍需省、四ヶ年計画庁及び労働省の各機関であった。1941年12月末にカイテル（OKW長官）とゼルテ（労相）は、ゲーリングに対して「人的配置総監（Generalbevollmächtigte für den Menscheneinsatz）」任命の提案を行ない、翌年1月10日付ゲーリング布告によりマンスフェルトに対して労働配置全般の指導及び兵力補充要求充足後利用可能なる労働力の配分に関する無制約の全権を与えられたのであった。マンスフェルトは、労働省の局長であり、四ヶ年計画庁の労働配置部指導官（ズェールプ）代理の任に在った。しかし、ゲーリングは、マンスフェルト個人に対して、明確に「総監」職に任命し、強い指導権を与えることを避けていた。⁽⁴⁾

他方、軍需相トトは、軍需コンツェルン Hugo Schneider AG (Hasag) 取締役会長であり、1940年春以来軍需特別委員会（Munitions-Sonderausschuß）委員長たる旧知のブーディン（Paul Budin、経歴不詳）をソ連兵捕虜及びソ連民間人のドイツ軍需産業向け調達・配分の為の特別受託官に任命している。⁽⁵⁾ マンスフェルトの任命は、軍需省の労働配置全般に於ける指導権を拒絶したものと評価されたが、軍需省に対する国防軍の軍備当局の不信感の表明でもあった。⁽⁶⁾

間も無く、マンスフェルトのOKW及び軍需省に対する権限が依然不明確なままであり、それ故彼の「全権」なるものも所詮は限定的なものであることが露呈された。ヒトラーは、強大な権限を有する独裁者が労働力及び社会政策分野に誕生し、これに伴う決定的変化が戦争指導及び国防経済の重要問題に関わってきたり、高度に政治的な領域にまで介入しかねないと懸念し、文字通りの全権賦与に躊躇したからである。⁽⁷⁾ 余りに強大な権限は、既存の権力構造に軋轢を発生させ、新たな政治問題を惹起しかねないと危惧したのであろう。いずれにせよ、ゲーリングに宛てた「ソヴィエト・ロシア人の配置」に関する1942年3月21日付のマンスフェルトの最後の報告書にも記されているように、ソ連人の強制労働の著しい強化が既にマンスフェルトの在任中に始まっていたことは確かである。⁽⁸⁾

2. シュペーアの抬頭

トトの急死により後任の軍需相となったばかりのシュペーアは、軍需生産の合理化と潜在労働力の統制権限の中央集権化を爾後徹底的に追求してゆくことになる。前述の2月19日付「労働配置に関する建議書 („Denkschrift über den Arbeitseinsatz“)⁽⁹⁾」の中でも、軍需省（つまりシュペーア自身）への潜在労働力統制に関する包括的な全権賦与が要求されており、GBAには気心の知れたハンケ (Karl Hanke, 経歴不詳, ニーダーシュレージェン大管区指導者)⁽¹⁰⁾を推したのであった。しかし、ナチス党秘書長ボーマン (Martin Bormann, 1900-1959)⁽¹¹⁾はザウケルを推し、シュペーアもこれに同意して、この人事には結着が付いた⁽¹²⁾。

但し、権限をGBAに奪われることになる四ヶ年計画庁はこの人事に強く反撥し、ゲーリングとケルナーを代弁する形でノイマン次官 (Erich Neumann, 生没年不詳) が強硬な異論を唱え、ライもこれに同調した。シュペーアは3月19日のヒトラーとの協議に於てノイマンの異議を報告したが、ヒトラーはノイマンを支持せず、ザウケルのGBA任命に同意する意向を示したという。更に、この席で労働配置を自ら指揮したいとするライの希望もシュペーアによりヒトラーに報告されたが、労働配置遂行に際して本来労働者の利益を代表すべきDAFが往々にしてこれと対立する国家の利益を同時に代表しなければならなくなる悪しき構図を指摘したシュペーアにヒトラーは賛意を表したという⁽¹³⁾。

1936年以降法律上は四ヶ年計画受託官 (ゲーリング) が経済政策上のあらゆる問題について最高意思決定の権力を有してきたのであり、GBAは少なくとも形式的にはその指揮下に置かれることになった。ゲーリングは、ザウケルに従来四ヶ年計画庁の労働配置部が自由に使うことのできた全権を残らず移譲し、同部を解散してしまった。ゲーリングは、ザウケルの任務とする領域、即ち労働力の創出・配分及び労働条件の規制に関し、国の最上級官庁、その下位に位置する役所、並びにナチス党及び党組織、関係団体の事務所、ライヒ保護官や総督、軍司令官、更には民政機関の長に対する完全な指令権を与えたのである⁽¹⁴⁾。

二. ザウケルの GBA 就任

1. GBA 任命に伴う機構改革

かくして、3月21日付でシュペーアの提案によりザウケル (Fritz Sauckel, 1894-1946)⁽¹⁵⁾ が労働配置総監 (Generalbevollmächtigte für den Arbeitseinsatz=GBA) に任命された。ザウケルはナチス党の最高権力者層に次ぐ第二グループの一角を占めてきた野心的人物であり、国策企業ヘルマン・ゲーリングとゲーリングとの関係に似て、アリア化されたグストロフ軍需コンツェルン (Gustloff-Rüstungskonzern) の財団理事長の地位を占め、ドレーズデン銀行 (Dresdener Bank) 監査役会議長ゲーツ (Carl Goetz) 及び軍需省局長シーバー (Walther Schieber)、更にはとりわけポーアマンとの公私に渡る知遇を得て、GBA の地位に上りつめたのであった。⁽¹⁶⁾

シュペーアは、労働省及びその下部機関のお株を完全に奪ってしまうような途方もなく広い権限をヒトラーからザウケルの為に獲得し、自ら不可欠と考えている労働省の大規模な人事改造に乗り出した。⁽¹⁷⁾ ザウケルは広範囲にわたって軍需省に従属を余儀無くされ、こうした事態をゲーリングは1942年3月1日自らの全権により確定したのであった。⁽¹⁸⁾ 爾後数カ月間に召集により失われるであろう労働力の補充を軍需産業に対して行なうばかりか、重点計画については次なる交代要員をも完全に配置するという任務が与えられた。⁽¹⁹⁾ 次いで同月27日付総統命令施行令により⁽²⁰⁾ 四ヶ年計画庁の労働配置部は解散され、その任務はザウケルに移管された。また、労働省配下の労働局 (職安) (Arbeitsamt) 及び州労働局 (Landesarbeitsamt) も GBA 配下に移管され、⁽²¹⁾ 労働省はその権限の本質的部分を喪失することとなった。⁽²²⁾

2. GBA の活動基盤の拡大・強化

労働力問題全般についての GBA の軍司令官及び占領地行政府に対する命令権は、1942年9月30日付総統秘密命令により強化され、軍需産業によって必要とされる労働配置を完遂する為に、保護領・総督領及び占領地を含む全ドイツ支配地域内に於てその裁量下にあらゆる措置をとる権限を付与されるに至った。⁽²²⁾

ザウケルからの委託を受けた徴用担当官がライヒ労働局や保安局(SD)、憲兵隊及び国防軍といった様々の徴募者による労働配置を調整する決定的機関として、占領地行政機関に組み込まれ、割り当てられた労働力の「創出」の責任を負うこととなった。対ポーランド開戦当初ドイツ国内に於ける州労働局は13を数えるにすぎなかったが、やがて3倍以上の42へと急増し、1942年になるとウクライナだけで110もの地方労働局が新設されるというように、その規模は急激に拡大していった。そうした占領地の出先機関には武装兵力が付属しており、1943年になると特別の制服を着用するようになった。労働力の強制徴募は、SS及び国防軍との緊密な協力の下に行なわれるようになり、労働配置総監の本部要員としてSSライヒ指導者(ヒムラー)との連絡官が常に配属されるようになった。⁽²⁴⁾更に、ザウケルは、ナチス党の大管区指導者(Gauleiter)達を自らの代理に任命し、全党組織を挙げて軍需産業の為の労働力調達に投入しよう企てた。調達されるべき労働力の割り当ては、1942年4月に設置された後述の「中央計画会議(die Zentrale Planung)」を通じて行なわれることとなったが、常に不足する労働力の奪い合いはその後も絶えることがなかった。大コンツェルンは各地で自らの代理人を擁するものが多かったが、SSとのコネクションを利用して労働力の調達に走っていた。しかし、何と言っても軍需工場による労働力の飼い殺しが目に余る規模に達していたことから、中央計画会議のメンバーでもあった空軍のミルヒ(Erhard Milch, 1892-1972)⁽²⁵⁾は戦時特別法廷及び死刑判決を以て威嚇・牽制を行なわざるを得なかった。⁽²⁶⁾

1942年の段階ではドイツ人労働力の徹底的徴用に向けた思い切った方針転換は未だ行なわれず、ドイツ人女子労働力の強制徴用は、軍需産業からの要求にも拘わらず、出征兵士への悪影響を恐れてまたしても断念された。かくしてザウケルの任務は、当面ソ連人を始めとする外国人労働者のドイツ国内への集団的強制連行の強化に力点を置くものとならざるを得なかったのである。

三. シュペーアへの権限集中の始まり

1. 中央計画会議の設置に至る経緯

1942年4月に設置された中央計画会議は、軍需省による強権的・中央集権的経済統制を実現する為の組織であったが、そのアイデア自体はシュペーアの独創によるものではなく、1939年9月対ポーランド開戦時にOKW国防経済幕僚部(Wehrwirtschaftsstab:後に国防経済・軍備局Wehrwirtschafts- und Rüstungsamtとなる)が中央計画局(Zentrale Planungsstelle)なる構想をまとめ、同月初めにOKW国防経済・軍備局が国防軍の軍備計画と他の国防上の計画との調整を行なうべき国防計画委員会の設置提案⁽²⁷⁾を提出した時点で迄遡ることができる。この提案は、三軍の最高司令官達及び建設総監トトの抵抗に遭い頓挫してしまった。同局はこの時期に更に一層広範な計画、即ち軍需省の創設にかかわっており、軍需省の指揮は名目上はゲーリングが、事実上はトーマス将軍が担当することになっていた⁽²⁸⁾という。

シュペーアの前任者たるトトは、既に1941年末から翌年初めにかけて電撃戦戦略の挫折を目のあたりにして、五人委員会形式の機関を計画していた。またトトは、自ら指揮する一種の戦時経済省の創設を準備していた⁽²⁹⁾という。

他方、国防軍にあっては、三軍の軍備責任者による「三人委員会(Dreierausschuß)」(議長役は新任の空軍航空機総監ミルヒ)による軍備発注の共同統制が1941年末に始まっていた。しかし、翌42年2月13日の委員会では、シュペーアの下で総合的に軍備計画が策定される旨の決定⁽³⁰⁾が行なわれた。

3月2日シュペーアは、トーマス将軍を前にして、戦争指導の為の中央計画全体を委ねられていた国家元帥(Reichsmarschall:1940年7月19日付任命)ゲーリング配下の小さな中央計画組織の設置構想を示した。この組織にあっては、国防軍を代表して国防経済・軍備局長が最重要省庁の次官達と共に、食糧計画・交通計画・石炭及びエネルギー計画・建設計画等々をしっかりと中央集権的に指導することになっており、従前の如く軍需産業のみならず、広く最も主要なる経済領域に於ても、交通委員会であるとか食糧委員会のような各種委員会への統合が行なわれ、

個別領域に於て立案された計画が中央計画委員会で集約され審議されることになっていた。当然、軍備計画に於て指導的役割を果たすのは、OKW 国防経済・軍備局である。この組織は、東部経済指導部 (Wirtschaftsführungsstab OST) 或いは四ヶ年計画庁の最高会議 (Generalrat) をモデルにしたものであり、経済関係の各委員会は指導的な経営者達の手に委ねられることになっていた。翌3月3日には、早くもゲーリングはヒトラーがかかる中央計画機関の設立をシュペーアに委ねたという既成事実⁽³¹⁾に直面することとなった。シュペーアと行動を共にしていたのは、ミルヒ、シーバー及びクラオホであり、とりわけクラオホの貢献が大であったという。

この中央計画機関の始動により大幅に権限を奪われることになるゲーリングが、ミルヒ、クラオホ及びプライガーを従えたシュペーアに対して同機関の権限強化に最終的に同意したのは4月2日のことであった。問題となっていたのは、軍需産業に対する労働力の配分と原料、とりわけ石炭と鉄の調達といった最も重要な生産条件を統制する十分な権限がこの機関に与えられるか否かということであったが、労働力についてはザウケルが保証し、石炭と鉄については経済省所管であったが、石炭は有力炭鉱経営者達が既に1年来石炭全国連合会の中で自治を行ってきたのであった。しかし、経済省と鉄鋼コンツェルンの経営者達はなお中央集権的且つ徹底的統制への抵抗を示しており、軍需相を中心とする勢力が鉄及び石炭の統制を根本的に軍需目的に適合させ、製鉄全国連合会 (Reichsvereinigung Eisen) という形で大製鉄業経営者達の制度的自治を新たに創り出すに至り、ようやく重要原料たる鉄及び軍需⁽³²⁾、生産財産の全部門の中央計画会議による直接統制が可能となったのである。

かくして、ゲーリングの同意が得られた中央計画会議とは、新規計画に際して、とりわけ軍需、化学及び運輸の間の利害調整も亦任務とするものであり、シュペーア、ミルヒ、それにゲーリングの代理人及び連絡役としてケルナーの3人にその指導が委ねられた。4月3日ゲーリングは同会議に対して、石炭・燃料及び人造ゴムを例外として、原料の割り当てを全て委ねる旨の上申をヒトラーに行なった。ゲーリングは、ミルヒとケルナーを通じて同会議に影響力を行使し、同時に化学総監 (クラオホ) の管轄領域をその埒外とすることによって同会議の経済全体への

影響力を制限しようとしたのである。⁽³³⁾翌4月4日ヒトラーは、シュペーアの構想に従って中央計画会議の設置に同意した。同会議は、シュペーアとミルヒによって指導されることとなり、経済相(フンク)が余りに自己の利害にとらわれすぎており、戦時経済への配慮が足りず、今や兵器増産の為に軍需産業への根本的な移動が実施されなければならないことから、原料の割り当ては同会議により実施されることとなった。更に、シュペーアの巧みな説得により、ヒトラーは同会議に鉄の割り当てを委ねる旨の確約をしたのであった。

4月22日ゲーリングは、シュペーアの起草した「四ヶ年計画庁に於ける『中央計画会議』設立に関する大ドイツ国国家元帥布告 („Erlaß des Reichsmarschalls des Großdeutschen Reiches über Errichtung einer ‚Zentralen Planung‘ im Vierjahresplan“ vom 22. April 1942)」⁽³⁴⁾に署名した。この布告により、同会議に参加し共同発言権を得ようとする OKW 及び OKM の企てはシュペーアにより封じられたことが明らかになった。

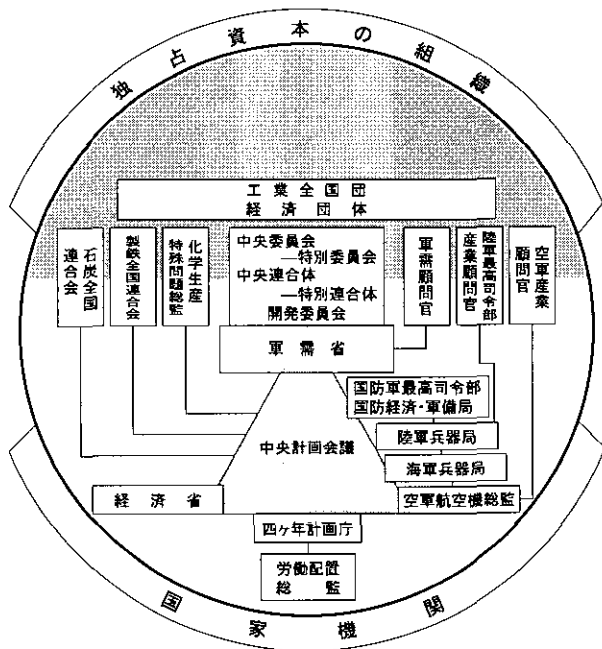
2. 中央計画会議の権限と内情

四ヶ年計画庁中央計画会議なる新設機関の与えられた権限は、次の5つである。

- (1) 新規計画実施若しくは既存の計画の継続の必要性に関する決定、
- (2) 原料生産施設の新設若しくは既存施設の撤去に関する決定、
- (3) 現有する原料、とりわけ鉄及び金属の全ての需要者への割り当て、
- (4) 石炭及びエネルギーの製造部門への投入、
- (5) 運輸に対する産業全体の要求の調整。

同会議は、4月27日に初めて開かれ、1944年12月5日の最終回迄に62回⁽³⁵⁾を数えた。この会議の権限のうち最も重要なものは、鉄・石炭統制総監 (Generalbeauftragte für die Eisen- und Stahlbewirtschaftung) から委ねられた鉄鋼の割り当てにあった。経済相フンクは、シュペーアに促され、前述のゲーリング布告と同じく4月22日付で同省総合専門官

図1 1942年4月末の戦時経済中央統制組織図



出所：Eichholz, a.a.O., S.114.

(Generalreferent) ケールル (Hans Kehrl, 経歴不詳) に原料の割り当てと統制システム全般の新体制を中央で立案することを委任した。ここに軍需生産を中核とした新しい体制への移行の動きが具体化し始めるのである。

前述の如く、この会議のメンバーはシュペーア、ミルヒ、ケルナーの3人に限られていたが、たとえ明文による権限の裏付けがない場合ですら圧倒的な主導権を握っていたのはヒトラーの絶大なる信任を獲得しつつあった軍需相シュペーアであり、逆にケルナーは全く影の薄い存在でしかなかった。ゲーリングがこの会議の仕事に自ら参加することは最早なかったため、ゲーリングとの連絡役であったケルナーは会議で何が問題となったかをしばしば化学総監の耳に入れていた位のものではあった。

会議には、軍需省や経済省、それに四カ年計画庁の高級官吏や専門家達
が常に陪席しており、議題によっては RVE や RVK などの経済団体の
会長及び有力者達、国防軍の代表者や化学総監及び GBA と首脳達がゲ
ストとして参加することもあった。国民経済の様々の部門・領域への原
料の割り当てや労働力の配分が問題となったので、協議には手間取り、
激論が交えられた⁽³⁶⁾という。

シュペアー自身は、中央計画会議の指導を、そもそも戦時経済上の最
重要任務とみなしていたとされ、軍備総監及び中央計画会議なる名称を
用いて活動すること自体、従前ゲーリングが四ヶ年計画受託者として保
持していた軍需領域に於ける重要な全権が今やことごとく、シュペー
アへと移譲されたことを意味していたのである。

【注】

- (1) 1941年7月14日付「人的・物的軍備の為の準則」(Abgedruckt bei:
G. Thomas, *Geschichte der deutschen Wehr- und Rüstungswirtschaft
(1918-1943/45)*, hrsg. v. W. Birkenfeld, Boppard (Rhein) 1966, S.
452f.) がその代表的なものである。
- (2) Erlaß Reichsmarschalls vom 10. Januar 1942. Zitiert bei: L.
Zumpe, *Wirtschaft und Staat in Deutschland 1933 bis 1945*,
Vaduz/Liechtenstein 1980, S.358.
- (3) D. Eichholz, *Geschichte der deutschen Kriegswirtschaft 1939-
1945*, Bd.II: 1941-1943, Berlin 1985, S.74f.
- (4) Ebd., S.75.
- (5) Ebenda. 1941年11月14日付でゲーリングは、四ヶ年計画庁の労働
配置部(ズェールプ及びマンسفェルト)に対して同様に「ロシア人
配置」の「特別任務」を与えている(Vgl. BA Koblenz R41/281, Bericht
Mansfelds vom 13.12.1941)。
- (6) Ebenda.
- (7) Ebenda.
- (8) BA Koblenz, R41/281.
- (9) FB, 19.2.1942.
- (10) Eichholz, a.a.O., S.76. IMG, Bd.16, S.526, Vernehmung Speers,
20.6.1946.
- (11) 1927年入党。企業家達などからの党の資金調達に手腕を発揮し、ヒ

トラーの信任を得ると共に、党ナンバー3であった総統代理ヘス（Rudolf Heß, 1894-1987, 1920年1月入党の最古参党员, 1939年9月1日付でゲーリングに次ぐ第二の総統後継者に任命さる。1941年5月10日双発戦闘機を自ら操縦して対英和平交渉の為スコットランドへ赴くが捕虜となる。ニュルンベルク軍事裁判で終身刑を宣告され, 1987年8月17日西ベルリンのシュバンダウ刑務所で自殺）の右腕として頭角を現わす。ヘス渡英後, その後任として1941年5月12日党秘書長に任命され, 以後敗戦迄権力中枢に在って類稀なる権謀術数を弄しつつ権勢拡大に努めた。東部占領地住民に対する過酷な強制労働及びユダヤ人絶滅政策の主謀者の一人として, 1946年10月1日ニュルンベルク軍事法廷（欠席裁判）で死刑判決, 1954年10月末にはベルヒテスガーデン簡易裁判所（同様に欠席裁判）でも死刑判決。但し, 当人はヒトラー死後1945年4月30日総統官邸地下壕から脱出を図り, 以後消息不明（Wistrich, *Wer war wer im Dritten Reich*, München 1983, S.26ff.）。旧西ドイツ司法当局は1973年ポーアマンの死亡（1945年）を公式に認定したが, 首尾良く南米パラグアイに逃れ, ガンの為1959年に死亡したとの有力な説もある（See H. Thomas, *Doppelgänger. The truth about the bodies in the Berlin Bunker*, London 1995, Chapter 13. <邦訳：ヒュー・トマス（栗山洋児 訳）, 『ヒトラー検死報告。法医学からみた死の真実』, 同朋社出版 1996年, 383頁以下参照）。

- (12) Eichholz, a.a.O., S.76.
- (13) Ebenda. Vgl. FB, 19.3.1942.
- (14) Anordnung Reichsmarschalls vom 27. März 1942, RGBI. I, 180.
- (15) ザウケルは1923年入党の古参ナチス党员であり, 同25年テューリングゲン州の党事務局長, 27年同州党大管区指導者, 27~33年テューリングゲン州議会議員, 29年以降同州ナチス党議員団長, 32年8月26日同州首相兼内相, 33年5月5日以降敗戦迄テューリングゲン総督, 35~37年ブラウンシュヴァイク総督兼務, 33年11月12日以降国会議員, 39年9月1日カッセル軍管区国防委員, 更にはSS名誉上級大将相当官などを歴任した。戦後ニュルンベルク国際軍事裁判に於て, 彼は, 数百万人の東欧占領地住民などの強制連行とドイツ軍需産業に於ける過酷な強制労働, 並びにポーランドに於ける数万人のユダヤ人労働者の絶滅などの犯罪責任を厳しく追及されたものの, 戦争犯罪の自覚を否定し続け, 強制収容所の存在も知らなかったと無罪の主張を行なっ

たが、戦争犯罪人として死刑判決を受け、46年10月16日絞首刑に処せられた (R. Wistrich, a.a.O., S.236)。

- (16) Eichholz, a.a.O., S.77.
- (17) Ebd., S.78.
- (18) Ebenda.
- (19) Erlaß des Führers über einen Generalbevollmächtigten für den Arbeitseinsatz vom 21. März 1942, RGBI.I, 179. Zumpe, a.a.O., S. 359.
- (20) Anordnung zur Durchführung des Erlasses des Führers über einen Generalbevollmächtigten für den Arbeitseinsatz vom 27. März 1942, RGBI.I, 180.
- (21) Dok. PS-1666, in: *IMG*, Bd.27, S.432f.
- (22) Dok. PS-1903, in: Ebenda, Bd.29, S.94. Zitiert bei: Zumpe, a.a.O., S.359.
- (23) Zumpe, a.a.O., S.360.
- (24) Verhandlungsprotokoll, in: *IMG*, Bd.15, S.237.
- (25) 1933年ナチス党入党。ユダヤ人の父親を持つが、ゲーリングの口添えにより「アーリア人」とみなされ、順調に昇進。33年2月22日ライヒ航空省次官, 40年7月19日空軍元帥, 41年11月前大戦の撃墜王として有名であったウーデット (Ernst Udet, 1896-1941, 1938-41年空軍航空機総監, 対英戦の敗北やゲーリングとの確執を苦にして自殺) の後任として空軍航空機総監に就任。同年盟友シュペーアと共にドイツ運輸行政を独裁的に掌握するも, 44年6月空軍の軍備をシュペーアの軍需省に委ね, 翌45年1月には1938年以来勤めてきた空軍総監職を追われた。戦後47年4月17日ニュルンベルク軍事法廷で終身刑の判決を受けたが, 54年6月4日釈放。
- (26) Zumpe, a.a.O., S.360.
- (27) BA Potsdam, FS, Film 5465, Denkschrift WiRüAmt (v. Wolzogen) über „Die Tätigkeit des WiRüAmtes bei der Sicherstellung der Munitionsversorgung der Wehrmachtteile von 1938 bis zum Waffenstillstand mit Frankreich“, abgeschlossen Anfang Juni 1940. Zitiert bei: Eichholz, a.a.O., S.79, Anm.203.
- (28) BA Potsdam, FS, Film 5465, KTB WiRüAmt/Stab, Eintr. v. 9.5. 1940 über Besprechungen mit v. Hanneken und Posse am 17./18.9. 1939. Zitiert bei: Eichholz, a.a.O., S.79, Anm.203.

- (29) Eichholz, a.a.O., S.79f.
(30) Eichholz, a.a.O., S.80.
(31) Ebd., S.81.
(32) Ebenda.
(33) Ebd., S.82.
(34) *Nachrichten des Reichsministeriums für Bewaffung und Munition*, Nr.2, 25.4.1942.
(35) 中央計画会議の議題は、概ね次の通りであった。
 (i) 鉄鋼の統制……約 30 回。
 (ii) 鉄合金及び非鉄金属の統制…… 10 回。
 (iii) 石炭統制…… 11 回。
 (iv) 労働力の創出と割り当て…… 8 回。
 更に、同会議では、何度か特に燃料・窒素・ゴム・機械の生産やエネルギー供給、食糧、建設業、運輸及び林業といった諸問題が議題とされた。また、国民経済の根幹を成す諸問題が密接にからみ合っていたことにより、たとえば石炭や鉄を議題とした会議で、労働力や運輸、機械やエネルギー等の供給並びに他の軍需計画や生産領域への割り当ての変更のもたらす影響といった炭鉄及び鉄鋼産業にかかわる諸問題が往々にして重要な役割を果たすという成り行きを示した (Eichholz, a.a.O., S.83f.)。
(36) Ebd., S.83.
(37) Ebenda.

Kurzfassung

Die Ernennung von Fritz Sauckel zum GBA und die Speer'sche Umbildung des Regulierungsmechanismus in der Kriegswirtschaft

Kazuhiro NAKAMURA

Frühjahr 1942 war die Arbeitskräftefrage zu einer der dringendsten Fragen der Kriegswirtschaft geworden. Durch Erlaß Görings vom 10.1. 1942 wurde Werner Mansfeld, Ministerialdirektor im RAM und stellvertretende Leiter der Geschäftsgruppe Arbeitseinsatz in der Vierjahresplanorganisation, mit der uneingeschränkten Vollmacht zur Lenkung des gesamten Arbeitseinsatzes versehen. Aber die Vollmachten Mansfelds waren so begrenzt, daß er kaum zwei Monate später die Ineffektivität seiner Arbeitsbeschaffungsmethoden eingestehen mußte. Am 21.3.1942 wurde auf Vorschlag Speers hin Fritz Sauckel von Hitler zum GBA ernannt.

Am 22.4.1942 unterzeichnete Göring den von Speer entworfenen „Erlaß des Reichsmarschalls über Errichtung einer ‚Zentralen Planung‘ im Vierjahresplan,“ nachdem Speer erfolgreich die Versuche des OKW und des OKM abgewehrt hatte, in der neuen Institution Mitspracherecht und Mitgliedschaft zu erlangen. Unter der Firmierung des Generalbevollmächtigten für Rüstungsaufgaben und der Zentralen Planung waren nunmehr alle wesentlichen Vollmachten auf dem Gebiet der Rüstung, die bisher Göring als Beauftragter für Vierjahresplan innehatte, auf Speer übergegangen.